

日 薬 業 発 第 159 号  
令 和 6 年 8 月 1 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

令和6年7月25日からの大雨災害の被災者に関する既往歴等の提供について

標記につきまして、厚生労働省保険局国民健康保険課ほかから別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年7月25日からの大雨による災害により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者において、かかりつけの医療機関・薬局で診療・調剤を受けることができず、他の医療機関・薬局において診療・調剤を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

今般、かかりつけの医療機関・薬局以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関・薬局及び保険者等からの照会に応じ、秋田県国保連及び山形県国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供する事業が実施されることとなりました。

また、秋田県国保連及び山形県国保連が当該事業を実施するに際の留意点も示されておりますので、詳細につきましては、秋田県国保連又は山形県国保連にお問合せ下さい。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

令和6年7月25日からの大雨災害の被災者に関する既往歴等の提供について

(令和6年7月31日付け事務連絡、厚生労働省保険局国民健康保険課ほか)

事務連絡  
令和6年7月31日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

令和6年7月25日からの大雨災害の被災者に関する既往歴等の提供について

令和6年7月25日からの大雨災害により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医・かかりつけ薬剤師等の医療機関・薬局(以下「医療機関等」という。)で診療・調剤(以下「診療等」という。)を受けることができず、他の医療機関等において診療等を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

また、建物や通信機器の損壊等により、医療機関等でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび秋田県国民健康保険団体連合会(以下「秋田県国保連」という。)及び山形県国民健康保険団体連合会(以下「山形県国保連」という。)においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、秋田県国保連及び山形県国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供する事業を実施することとなりました。については、事業の実施について貴管内関係者に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、秋田県国保連及び山形県国保連が当該事業を実施するに際しては、下記の点に留意することとしております。詳細につきましては、秋田県国保連又は山形県国保連にお問合せ下さい。

記

### 1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療等している医師・薬剤師等を介して確認する等の方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

### 2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療等を行う医師・薬剤師等に対して直接提供すること。

### 3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等の名称、医師名又は薬剤師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。